

## 消費税率引き上げ再延期 影響はどこに？

NHK 6月1日 13時57分

来年4月に予定されている消費税率の10%への引き上げを、2019年（平成31年）10月まで2年半再延期することで、社会保障費の財源確保や、財政健全化目標の達成への影響が懸念されています。

政府は、予定どおり消費税率を8%から10%に引き上げた場合、軽減税率の影響を除いて、今よりも年間5.6兆円程度税収が増えるの見込んでいます。この使いみちはすでに決められており、このうちのおよそ3分の2は高齢化によって膨らみ続け、赤字国債で補っている医療や年金などの社会保障費の財源に充て、残りの3分の1は社会保障の充実などに充てることになっています。このため、引き上げの再延期で、社会保障費の財源不足が続くことになるほか、所得の低い高齢者や障害者に対する年額6万円の福祉的給付や、基礎年金の受給資格が得られる期間を25年から10年に短縮するなどの社会保障の充実策の財源確保が難しくなります。

また政府は、一億総活躍社会の実現に向けた工程表「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込む保育士や介護職員の処遇改善に必要な財源には、「アベノミクスの成果」として税収の増加分や歳出改革の成果などを活用するため、再延期の影響はないとしています。しかし、これらの新たな施策も、必要な恒久財源をどのように確保するのかは明確になっておらず、今後の調整に委ねられていて、影響が出ることも予想されます。

一方、政府は財政健全化目標として、国と地方を合わせた基礎的財政収支＝プライマリバランスの2020年度（平成32年度）までの黒字化を掲げており、中間目標として、再来年度（平成30年度）には赤字をGDP＝国内総生産と比べて1%程度まで縮小するとしています。これについて、ことし1月の内閣府の試算では、中長期的に実質2%以上、名目3%以上の高い経済成長を達成し、消費税率を予定どおり来年4月に10%に引き上げた場合でも、再来年度は9.2兆円程度、GDPと比べて1.7%程度の赤字となり、2020年度には6.5兆円程度の赤字が生じるとしています。

引き上げ延期によって、目標の達成がこれまで以上に険しくなることから、日本の財政に対する国際市場の信認が低下し、比較的な安全な資産と見られている円や日本国債の急落、ひいては長期金利、マイホームローンなど国民生活に直結する金利の上昇を招くのではないかという懸念も出ています。

## 経済失政の責任を世界に転嫁

### 首相会見で志位委員長

しんぶん赤旗 2016年6月2日(木)

日本共産党の志位和夫委員長は1日、党本部で記者会見し、消費税率10%への増税の延期を発表した同日の安倍晋三首相の会見についての見解を問われ、世界経済の“悪化”を理由に消費税増税を延期する判断をしたものの、自らのアベノミクスなどの経済失政を認めず、「国民に、なぜ2年半延期するのかという理由はまったく説明できていない」と批判しました。

志位氏は、「破綻した大企業応援のアベノミクスと消費税大増税路線を突き進むこの道に

は未来がありません。経済失政の責任を世界に転嫁するというのは本当に恥ずべきことです」として、「アベノミクスが破綻し、消費税増税路線が破綻したことが明らかである以上、国民の暮らし第一の経済政策への根本的な転換を求めます」と強調。「消費税10%は先送りではなく、きっぱり断念すべきです」と主張しました。

志位氏は、安倍氏が会見で示したのは、消費税増税の2年半の先送りの是非を参院選で問う姿勢だったとしつつ、「国民が審判を下さなければならないのは、2年半の増税先送りの是非ではなく、アベノミクスと消費税増税路線の是非です。その破綻が明瞭になった以上、その政治責任を問う必要があります。日本経済のかじ取りをする資格はないという審判をはっきり下すべきです」と述べました。

## 消費税増税 2年半延期

### 安倍首相 記者会見で表明

しんぶん赤旗 2016年6月2日(木)

安倍晋三首相は1日、通常国会閉会を受けて記者会見を首相官邸で行い、来年4月に予定していた消費税率10%への引き上げについて、2019年10月まで2年半延期することを表明しました。また、参院選を22日公示、7月10日投票とする方針を示しました。

安倍首相は増税を再延期すると判断した理由に「世界的な成長の減速」などをあげ、「危機を回避するため」「内需を腰折れさせかねない消費税率の引き上げは延期すべきだ」と説明。経済の現状について「現時点でリーマン・ショック級の事態は発生していない」「熊本地震を大震災級だとして再延期の理由にするつもりもない」とし、「これまでの約束とは異なる新しい判断だ」と述べました。その上で、参院選で「国民の審判を受け、秋の臨時国会に（増税延期）法案を出したい」としました。

安倍首相は、参院選で与党による「過半数」獲得をめざすとする一方で、戦争法廃止・立憲主義回復の国民的大義で共闘する野党に対して「政策の違いを棚上げしてまで選挙目当ての候補の一本化をすすめている」と攻撃。「大変厳しい選挙戦となる。覚悟のうえだ」と危機感も示しました。

経済政策「アベノミクス」について安倍首相は、都合の良い数字を並べ、「順調に結果を出している」と強弁。実質賃金は5年連続マイナス、初めて国内総生産（GDP）の6割を占める個人消費が2年連続でマイナスとなった事実にはふれませんでした。「アベノミクス」推進に固執して「総合的かつ大胆な経済対策をこの秋、講じる」と述べ、あらゆる分野で日本の経済主権を米国を中心とする多国籍企業に売り渡す環太平洋連携協定（TPP）の「早期発効をめざす」と暴走政治を表明しました。

憲法改定で国会発議に必要な3分の2議席を「簡単ではない」としつつ、「決意として申し上げている」と改憲への執念を見せました。

解散・総選挙に関して安倍首相は「頭の中をよぎったことは否定しない」と言明しました。

日本共産党の志位和夫委員長は1日、党本部で記者会見し、消費税率10%への増税の延期を発表した同日の安倍晋三首相の会見についての見解を問われ、世界経済の“悪化”を理由に消費税増税を延期する判断をしたものの、自らのアベノミクスなどの経済失政を認めず、「国民に、なぜ2年半延期するのかという理由はまったく説明できていない」と批判しました。

志位氏は、「破綻した大企業応援のアベノミクスと消費税増税路線を突き進むこの道には未来がありません。経済失政の責任を世界に転嫁するというのは本当に恥ずべきことです」として、「アベノミクスが破綻し、消費税増税路線が破綻したことが明らかである以上、国民の暮らし第一の経済政策への根本的な転換を求めます」と強調。「消費税10%は先送りではなく、きっぱり断念すべきです」と主張しました。

志位氏は、安倍氏が会見で示したのは、消費税増税の2年半の先送りの是非を参院選で問う姿勢だったとしつつ、「国民が審判を下さなければならないのは、2年半の増税先送りの是非ではなく、アベノミクスと消費税増税路線の是非です。その破綻が明瞭になった以上、その政治責任を問う必要があります。日本経済のかじ取りをする資格はないという審判をはっきり下すべきです」と述べました。

## 介護、子育て優先＝低年金対策先送り－社会保障・消費税

時事ドットコムニュース（2016/06/01-19:48）

2017年4月に予定されていた消費税率の引き上げ再延期は、年金や医療、子育てなど社会保障政策の財源問題に直接絡む。政府は、安倍政権が最重要課題に掲げる「1億総活躍社会」実現に向け、介護や子育て支援を優先させる方針。一方で、これまで約束してきた低所得の年金受給者への年6万円支給は再び先送りされる見通しだ。

自民、公明、民主3党が合意した12年の「社会保障と税の一体改革」を受け、政府は税率を10%に引き上げた段階で税収の1%に当たる2兆8000億円を毎年度の社会保障の充実策に使う方針。今年度その相当額は半分弱の1兆3500億円程度にとどまっている。

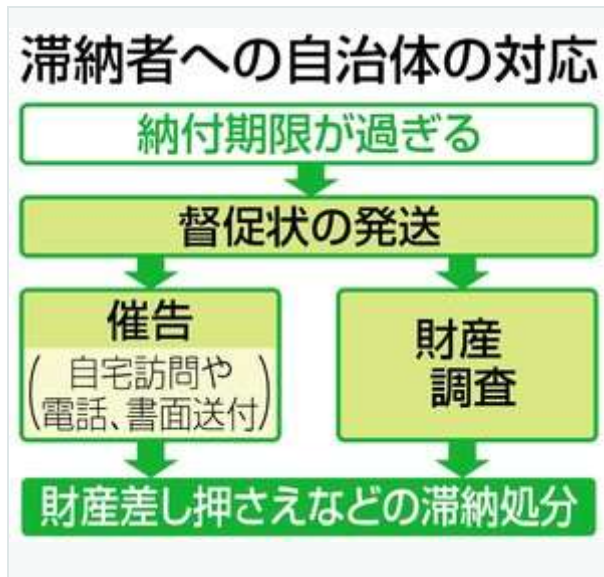
一体改革には、65歳以上の低所得高齢者に対する介護保険料の軽減措置や、待機児童解消など子育て支援が盛り込まれている。政府がまとめた「ニッポン1億総活躍プラン」では、保育士の処遇改善などは増税分とは別建てとなっており、安倍晋三首相は再延期を発表した記者会見で「優先」を明言。ただし、施策によっては縮小を迫られそうだ。

これに対し、社会保障充実策として低所得の高齢者や障害者に対し、年金保険料を40年間払い続けた場合で最大年6万円を支給することは、消費税率10%引き上げ時に実施すると法律に明記されている。総事業費は5600億円を要する。

安倍首相が14年11月に税率引き上げを延期した際にもこの実施は見送られており、今回も全面実施は先送りされる可能性が高い。年金受給資格を得られる保険料納付期間を25年間から10年間に短縮する施策も同様とみられる。

## 地方税滞納で財産差し押さえ 生活困窮者の口座も

中日新聞 2016年6月2日



地方税を滞納し続けた住民に対し、自治体が財産の差し押さえという手段を取ることがある。税負担の公平性を保つために自治体などに認められている権限だが、法律家や市民団体などの間では「生活困窮者への強引な差し押さえが目立つようになっている」という声も聞かれる。

#### ◆強引な執行目立つ自治体

「高齢年金が差し押さえられている。私の全額で月五万円ほど。これで、生きていけるかどうか」。前橋市に住む七十代の女性は、こう言葉を絞り出した。自動車修理業を営む六十代の夫と二人暮らしだ。夫の仕事を手伝うが、仕事は少ない。収入は少なく、十数年前から国民健康保険税（国保税）や固定資産税を納めておらず、女性名義の滞納額は三百万円を超える。

「自宅の土地建物が差し押さえられ住めなくなるので、最近、引っ越した」。今の住まいは修理作業場内のプレハブ。六畳ほどの部屋に夫婦で布団を敷いて眠る。「娘たちが食べ物を持ってきてくれたりしていますが、ホームレス寸前」

夫婦を支援する群馬県伊勢崎市の司法書士・仲道宗弘さんは「年金の全額差し押さえは禁止されているのに、夫の仕事で生活できるという理由で差し押さえた。あまりに強引だ」と訴える。

一方、自治体の収税担当者からは「先進事例」と、前橋市の手法を評価する向きが強い。実際、同市の地方税の収納率を二〇〇四年度と一四年度で比べると、国保税は63・7%から84・8%へ、一般的な財政支出のために徴収される一般税は88・7%から97・7%へと上がっている。その伸びの要因の一つが、差し押さえとみられる。同市の市税概要によると、一四年度の差し押さえ件数は国保税六千七十四件、一般税八千二百六十七件だ。

民間団体「大阪社会保障推進協議会」の寺内順子事務局長は「差し押さえでは、前橋市は全国でも突出した印象がある」と話す。協議会は毎年度、自治体別に国保税・国保料の差し押さえ件数をまとめている。前橋市の六千七十四件を、協議会のまとめた一四年度の数字と比べると、人口約三百七十三万人の横浜市が一万三千三件、人口約百五十五万人の福岡市は四千五百六十件。対して前橋市の人口は約三十四万人だ。

仲道さんらは「生活保護受給者に六千円を納めさせた」など、市民から相談を受けた例を挙げ、市に差し押さえの再考を求める。これに対して市収納課は「滞納整理に努力するのは当然。差し押さえるときは話し合い、納得してもらっている。件数は多いが、執行を停止している件数も多い」と説明している。

全国的にも、同じ状況が各地で見られる。二〇〇七年度に国から地方への税源移譲が実施されて以降、各自治体が滞納処分を強化する動きが強まった。強引との指摘が目立つのは、預金口座の差し押さえだ。

一定額までの給与や年金、児童手当などは差し押さえてはいけないが、年金などが振り込まれた途端に口座が差し押さえられる例は少なくない。「預金に混ざったら問題ない」というのが多くの自治体の解釈だ。だが、広島高裁松江支部は一三年「振り込まれた直後は児童手当の属性は失っていなかった」として、鳥取県に児童手当十三万円の返還を命じている。

総務省は「生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは執行を停止できることを踏まえ、滞納者の実情を十分に把握して適正な執行に努めてほしい」と各自治体に伝えている。

(白井康彦)

## 遺族年金の計算方法を知り、不測の事態に備える!

マイナビニュース [2016/06/02]

### 1 遺族基礎年金と遺族厚生年金の違い

国民年金加入者に先立たれてしまった場合、高校生以下の子どもがいれば遺族基礎年金が支給される

公的年金と言われると、老後の年金を思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか? でも実は、世帯主にもしものことがあった場合の大切な保障を担ってくれるものもあるんです。それが「遺族年金」です。

遺族年金は「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」から成り立っています。ただし、世帯主が加入している年金制度や家族構成によって支給金額が異なります。どんな仕組みなのかチェックしてみましょう。

会社員や公務員はまとまった額がもらえる可能性

遺族基礎年金は、国民年金加入者であった人が亡くなった際、高校生以下(18歳の年度末まで)の子どもがいる場合に支給されます。国民年金の加入期間に関わらず、金額は定額です。遺族厚生年金は亡くなった方が会社員や公務員であった場合に支給されるもので、加入期間のみならず、納めた保険料によっても受給額が異なります。

まず、遺族厚生年金ですが、支給されるのは「老後に受け取れる年金額の4分の3」で、加入期間が短い場合には、最低300カ月(25年)加入したとみなして計算されます。妻が再婚しない限り終身で受け取ることができますが、30歳未満の子どもがいない場合は、5年間で打ち切られます。

高校生以下の子どもがいる場合には、さらに遺族基礎年金も支給されます。年金額は平成28年度の金額で、78万100円+子の加算(1人目は各22万4,500円、3人目以降は各7万4,800円)です。会社員や公務員の場合は、このように遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方から支給されるケースがあるため、ある程度の金額になるかと思えます。

しかし、自営業など国民年金だけに加入していた人が亡くなった場合は遺族基礎年金だけとなりますし、対象の子供がいない場合には死亡一時金(最高でも 32 万円)のみとなります。

子どもが全員対象から外れると、遺族基礎年金の支給はストップしてしまいます。ただし、遺族厚生年金を受給していた妻には、厚生年金から「中高齢寡婦加算」の 58 万 5,100 円が 65 歳になるまで毎年支給されます。

## 2 実例を用いて遺族年金額を試算してみる

気になる年金額を見てみましょう。遺族基礎年金は定額ですが、遺族厚生年金は収入や加入期間によって異なります。遺族厚生年金の額は、日本年金機構が公表している下記の式によって算出した金額となります(平成 28 年度 5 月現在)。

(1)平均標準報酬月額×7.125/1,000×平成 15 年 3 月までの被保険者期間の月数

(2)平均標準報酬額×5.481/1,000×平成 15 年 4 月以降の被保険者期間の月数

遺族厚生年金の金額={(1)+(2)=老齢厚生年金額}×3/4

では、これらの式をもとに下記のようなシチュエーションではどれぐらいの遺族年金がもらえるのかを一緒に考えていきましょう。

**例：年収 420 万円で勤続 10 年の 32 歳の夫が亡くなり、3 歳の子どもが 1 人いる妻の遺族年金**

(2)を使って{35 万円(平均標準報酬額は、おおよそには年収の 12 分の 1)×5.481/1,000×300 カ月(加入していた期間は 120 カ月ですが、300 カ月加入したとみなして計算します)}×3/4=43 万 1,629 円が遺族厚生年金となります。

ここに遺族基礎年金がプラスされますので、43 万 1,629 円+100 万 4,600 円(遺族年金年額の 78 万 100 円+子供 1 人分の 22 万 4,500 円の合計金額)=143 万 6,229 円がトータルで支給される金額となります。

ただし、「変動式の遺族厚生年金の計算は少し面倒……」と考える人も多いのではないのでしょうか。そんな人のために、簡単に遺族厚生年金を試算できる方法があります。毎年 1 回、誕生月に「ねんきん定期便」というハガキが届きます。そこに加入実績に応じた年金額が表示されていますので、その厚生年金の額を 4 分の 3 倍すればおおよその遺族厚生年金の額がわかります。

厚生年金の加入期間が短い人は、1 カ月分がいくらになるのか計算をして 300 倍するとおおよその老齢厚生年金額が算出できます。その数値を 4 分の 3 倍すれば、同様に遺族厚生年金の概算額がわかります。子どもがいれば定額の遺族基礎年金も支給されますので、計算して出た金額にその分プラスをすれば OK です。

九州地方を震撼させた 4 月の熊本地震のように、「いつ」「どこで」不測の事態に巻き込まれるかわかりません。遺族年金は、夫に万一の事態があった場合の生活を守る大切な保障です。いくら支給されるのか認識しておくことは、不透明な時代を安心して暮らしていくために必要不可欠。ぜひ一度、確認をしてみることをオススメします。